

# ◆オークション規約 変更事項

2013年12月25日より 改訂

2014年2月5日より 施行

2014年2月5日開催オークションより規約を一部改定させていただきます。

下記変更事項及び別紙追加事項をご確認の上、お取引賜りますようお願い申し上げます。

## 市場規約

### 第六章 規約の改訂・追加

変更前

第24条	第20条 バイオークは、本規約の内容を随時改訂・追加する権利を留保し、改訂・追加する場合はその内容が発効される以前に当会場内に掲示及び書面による通知を契約者に対して行います。
------	--

変更後

第24条	<p>1. <u>本規約、または諸規定の改定については、当オークション会場内に掲示するとともに、ベイネットに掲載することで告知するものとします。</u> <u>また契約者は、前項の会場掲示及びベイネットの掲示内容について随時確認をお願いします。</u></p> <p>2. <u>契約者は改定後に当オークション取引参加した場合、当該取引への参加をもって市場規約第23条1の改定を承諾したものとみなします。</u></p>
------	--

## 出品規定

変更前

■出品の条件	第4条 ③売手は、その出品車両が成約した場合、オークション開催日より7日（通常翌週火曜日）以内に、その車両を譲渡するために必要な書類（以下譲渡書類という）がバイオークに到着するように送付すること。
■出品の条件	第4条 ⑧未修復の事故現状車は指定するブロック以外で出品できません。 ⑨事故現状車は、バイオークが定めた条件の基に出品できます。
■譲渡書類引渡し遅延について	第9条 ①（a）譲渡書類引渡し遅延ペナルティー 出品したオークション開催日からの書類遅延日数 10日目から発生 10,000円 以降1日に付 2,000円加算します 31日目～ 100,000円
■譲渡書類引渡し遅延について	①（b）譲渡書類引渡し遅延及び紛失等によるキャンセル 21日以上は買手にキャンセルできる権利が発生します。 買手がキャンセルを申し出た場合、その売手はこれを受理しなければならずキャンセルペナルティー50,000円+所定の引渡し遅延ペナルティー（上限金額100,000円）及び買手の負担した手数料・往復陸送代及びバイオークが認めた諸経費の支払義務を有します。
■成約車の代金決済について	第10条 ①売手の、オークション開催日同日全ての成約車の譲渡書類がバイオークに17:00までに到着後、その翌日にバイオークは、その成約車輻代金を出品料・成約料等の手数料を差し引いてその売手に支払います。つまり、その譲渡書類が全てそろふまでは、バイオークは、その出品者への、そのオークション開催日全ての成約車輻代金の支払いは行いません。

変更後

第4条	(3)出品店は、その出品車両が成約した場合、オークション開催日を含む <u>9日以内に</u> 、その車両を譲渡するために必要な書類（以下「譲渡書類」という）をバイオークに提出しなければなりません。 <u>（バイオークの長期休暇をはさんだ場合の引渡期限は別途定めるものとします）</u>
第4条	(8)未修復の事故現状車は指定するブロックで、 <u>バイオークが定めた条件の基に出品できます。</u>
第9条	1. (1)譲渡書類引渡し遅延ペナルティー 出品したオークション開催日からの書類遅延日数 10日目から発生 10,000円 以降1日に付 2,000円加算します <u>30日目～ 50,000円（上限50,000円）</u>
	(2)譲渡書類引渡し遅延及び紛失等によるキャンセル 21日以上は落札店にキャンセルできる権利が発生します。 落札店がキャンセルを申し出た場合、その出品店はこれを受理しなければなりません。 <u>なお、30日目からキャンセルペナルティー50,000円が発生し、その出品店がその支払い義務を有します。</u> <u>但し、キャンセルに伴うペナルティーの上限金額は100,000円とし、落札店の負担した手数料・往復陸送代及びバイオークが認めた諸経費について、別途その出品店がその支払い義務を有します。</u>
第10条	1. <u>成約車の譲渡書類がバイオークに17:00までに受付された場合、バイオークの翌営業日以降の銀行営業日に、その成約車輻代金から出品料・成約料等の手数料を差し引いた金額を出品店に支払います。</u>

落札規定

変更前

<p>■その他ペナルティーについて</p>	<p>第13条 ①買手の過失による譲渡書類の有効期限の失効や書き損じ等が原因で売りに譲渡書類の差し替えを依頼する場合、その買手は、次のペナルティーを支払わなければなりません。</p> <p>譲渡書類の有効期限の失効及び書き損じ 30,000円 + 実費（バイオークの裁定による）</p> <p>尚、売手は、この場合、積極的に協力するものとしませんが、その処理にあたって差し替え日数を要し問題が発生しても売手は責任を負わないものとし、売手の過失によってこの件が発生した場合は、この限りではありません。</p>
-----------------------	---

変更後

<p>第14条 1. 落札店の過失による譲渡書類の有効期限の失効や書き損じ等が原因で出品店に譲渡書類の差し替えを依頼する場合、その落札店は、次のペナルティーを支払わなければなりません。</p> <p>譲渡書類の有効期限の失効及び書き損じ 30,000円 + 実費（バイオークの裁定による）</p> <p>尚、出品店はこの場合、積極的に協力するものとしませんが、その処理にあたって差し替え日数を要し問題が発生しても出品店は責任を負わないものとし、出品店の過失によってこの件が発生した場合は、この限りではありません。 <u>また、差し替え期間の日数は名義変更遅延ペナルティーの日数からは除外します。</u></p>
---

裁定規定

変更前

<p>■処理基準について (1)クレーム等の受付期限について</p>	<p>第3条 ⑥道路運送車両法に定められた自動車検査(以下「車検」という)に通らない場合(但し、簡単な部品交換等で修復可能な場合を除く)</p> <p>受付期限:3ヶ月以内</p>
<p>■処理基準について (1)クレーム等の受付期限について</p>	<p>第3条 ⑧保証書・リモコン類・ナビロム等付属品の有無</p> <p>受付期限:書類発送後7日以内</p>
<p>■処理基準について (2)クレーム等の範囲について</p>	<p>第3条(2) ⑤落札金額が20万円以下の車両については、バイオークは、次の場合等、クレームを受け付けます。 出品申込票の誤記入については、当日(オークション終了後1時間以内で尚且つバイオーク管理敷地内にある車両)に限り受け付けます。但し、ペナルティーを付随するクレームは第3条⑤の車両を除きペナルティー対象外とします。 尚、機関・機構のエンジン・ミッションに限り受け付けます。</p>
<p>(5)バイオークが認めた場合、キャンセル可能及びペナルティー支払い義務が発生するクレーム等について</p>	<p>第3条(5) ⑥車検有効期限の有無が売手が申告する事実と違う場合。売手はキャンセルもしくは下記の通りにペナルティーを支払う義務を有します。 普通自動車・・・申告より不足する車検有効期間が1ヶ月あるごとに 5,000円+30,000円 軽自動車・・・申告より不足する車検有効期間が1ヶ月あるごとに 3,000円+20,000円 *落札店権限でキャンセルできるものとし、尚、この場合のペナルティーはかかりません。</p>

変更後

<p>第3条(1) ⑦道路運送車両法に定められた自動車検査(以下「車検」という)に通らない場合 <u>但しバイオークが基準を超えた改造と判断したもので、フレーム、主要部品への溶接取り付け、寸法変更など車検証もしくは陸運局でなければ判断ができないもの。(機関・機構の不具合は除く)</u></p> <p><u>受付期限:1ヶ月以内</u></p>
<p>第3条(1) ⑩保証書・リモコン類・ナビロム等付属品の有無</p> <p><u>受付期限:書類発送日含む14日以内</u> <u>但し、申告が遅れた場合でも、バイオークの判断で受付する場合があります</u></p>
<p>第3条(2) ④落札金額が20万円以下の車両及びクレーム箇所の見積り金額の単品部品が3万円以下の場合、原則としてクレーム対象外とします。 但し、落札金額が20万円以下の車両であっても、次の場合等はクレームを受け付けます。 ・出品申込票の誤記入については、当日(オークション終了後1時間以内で尚且つバイオーク管理敷地内にある車両【ネット落札を除く】)に限り受け付けます。 但し、ペナルティーを付随するクレームは裁定規定 <u>第3条(1)の①及び③及び④及び⑤の車両を除き</u>ペナルティー対象外とします。 ・機関・機構のエンジン・ミッションに限り受け付けます。(基本値引対応とし落札金額の二分の一を値引上限とする) 但し、5万円以下の車両はこの限りではありません。</p>
<p>第3条(5) ⑦(b)車検有効期間がない場合(抹消していた場合) 普通自動車 … 申告より不足する車検有効期間が1ヶ月あるごとに 5,000円+<u>20,000円</u> 軽自動車 … 申告より不足する車検有効期間が1ヶ月あるごとに 3,000円+<u>10,000円</u> *落札店権限でキャンセルできるものとし、尚、この場合のペナルティーはかかりません。 <u>但し、落札金額20万円以下の車両でペナルティー金額が落札金額を超える場合は、落札金額を上限とします。</u></p>

(5)ベイオークが認めた場合、キャンセル可能及びペナルティー支払い義務が発生するクレーム等について	第3条(5) ⑦1. 保証書(メーカー発行の新車保証書で保証書欄に販売店印が押印されているもの)がない場合 保証対象内(落札金額100万円未満)・・・ 50,000円 保証対象内(落札金額100万円以上)・・・100,000円 保証対象外・・・20,000円 落札金額20万円以下の車輛・・・落札車輛金額の5%
(5)ベイオークが認めた場合、キャンセル可能及びペナルティー支払い義務が発生するクレーム等について	第3条(5) ⑦3. リモコン・ナビCD等の付属品が買手の申告日より2週間以上遅延した場合、落札店より減額請求できるものとします。

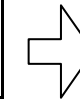
第3条(5) ⑧保証書・リモコン類・ナビロム・その他部品の有無の申告が事実でない場合、その出品店は、下記の通りにペナルティーを支払う義務を有します。 (a)保証書がない場合 保証対象内(落札金額100万円以上)・・・ 100,000円 保証対象内(落札金額100万円未満)・・・ 50,000円 <u>保証対象外(落札金額100万円以上)・・・ 20,000円</u> <u>保証対象外・・・ 10,000円</u> 落札金額20万円以下の車輛・・・ 落札車輛金額の5% <u>保証期間は各メーカーの保証期限とします。(※特別保証は対象外とします)</u>
第3条(5)⑧ (b)保証書・リモコン・ナビロム等の付属品が落札店の申告日より <u>7日以上遅延</u> した場合、落札店より減額請求できるものとします。 <u>*輸入車の外国語版取説は取説とは認めません。(但し、並行輸入車の場合、外国語版のみ存在の場合は除く)</u>

車輦搬入出管理規定

変更前

■損害保険について	第6条 ①天災のとき。(地震・台風・ひょう等・その他)
-----------	--------------------------------

変更後



第6条 (1)天災のとき。(地震・台風・ <u>津波</u> ・その他) (2) <u>第6条(1)に伴う二次災害のとき。</u>
---

自動車税規定

変更前

■二次抹消について	<u>出品店より譲渡書類の提出時に還付請求権書類が無い場合に限り、</u> 移転登録後に抹消登録された場合は、落札店からの申し出により還付金相当額を出品店に請求させて頂き、落札店に精算致します。但し、抹消登録日を含め14日以内に事務局へ抹消登録を明らかにする書類を提出頂く事が必要となります。
-----------	--

変更後

第4条 移転登録後に抹消登録された場合、落札店からの申し出により還付金相当額を出品店に請求して落札店に精算します。但し、抹消登録日を含め <u>15日以内(ベイオークの営業日のみ加算)</u> にベイオークへ抹消登録が確認できる書類の提出の義務を有します。 <u>還付委任状受付についての文言削除</u>
--

クレーム関連細則

変更前

電装4 クレーム内容	スピードメーター・ <u>タコメーターの不良(デジパネに限る)</u>
機関2 クレーム内容	クランクメタル不良、ピストン不良
機関11 エンジンの規格外乗替え (ボアアップも含む)	受付期限：3ヶ月以内
機関12 クレーム内容	ディストリビューターの不良
機構4 ミッション・デフの規格外の乗替え	受付期限：3ヶ月以内
誤記入 21 ワンオーナー条件違反 備考	キャンセルする場合・・・50,000円+全手数料+陸送代 キャンセルしない場合・・・100,000円 20万円以下はペナルティー無 但し、オークション転売後、名義変更済の車輛は受付致しません

変更後

4. スピードメーターの不良 <u>(デジタルメーター等)</u>
<u>2. エンジン本体の不良</u>
<u>受付期限：1ヶ月以内</u>
ディストリビューター、 <u>コイル等</u> の不良
<u>受付期限：1ヶ月以内</u>
キャンセルする場合・・・50,000円+全手数料+陸送代 キャンセルしない場合・・・ <u>50,000円</u> 20万円以下はペナルティー無 但し、オークション転売後、名義変更済の車輛は受付致しません